

**建築基準法の改正（シックハウス対策）に伴い  
建築物の確認・検査時に求める書類等について**

大阪府内特定行政庁連絡協議会  
（財）大阪建築防災センター

平成15年6月

## 目 次

### ・ 基準の概要

- 1．ホルムアルデヒド対策の技術的基準のフロー図
- 2．国土交通省作成のリーフレット
- 3．改正法文の一部及び用語の定義

### ・ 申請手続き

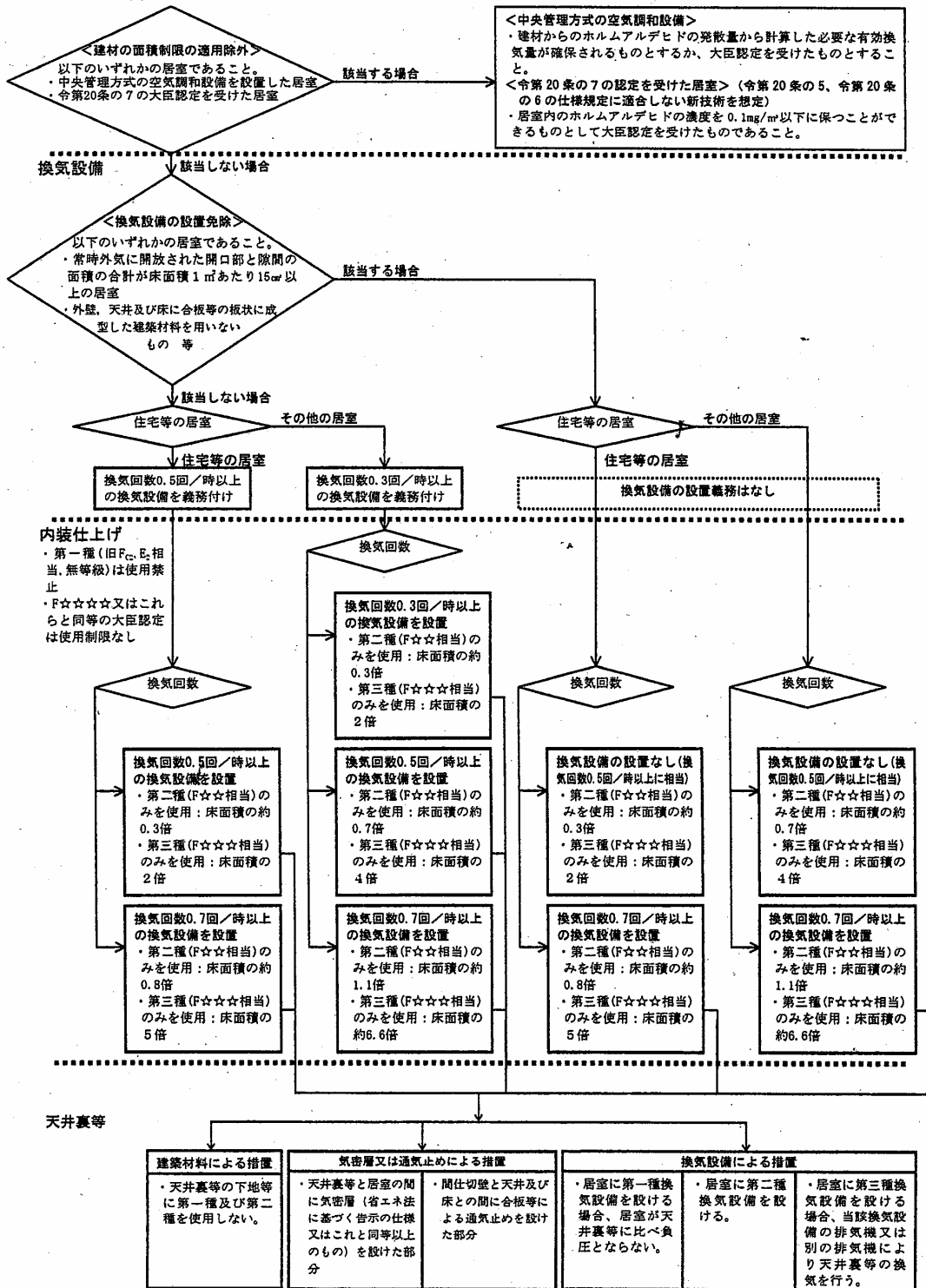
- 1．建築確認申請時の提出書類
- 2．中間検査・完了検査時の提出書類
- 3．建築確認申請時の提出書類の事例等
  - 第1 居室の内装の仕上げに用いる材料
  - 第2 天井裏等の制限
  - 第3 換気設備
- 4．中間検査・完了検査時の具体的な提出書類
  - 第1 中間検査又は完了検査申請時に提出する第四面（監理の状況）の記例
  - 第2 写真又は納品伝票
  - 第3 換気設備に関する報告事項

文中のページ番号は「改正建築基準法に対応した建築物のシックハウス対応マニュアル」の番号

# 1. ホルムアルデヒド対策の技術的基準のフロー図

## 2.4.1 概要

ホルムアルデヒドに関する規制については、建築材料と換気設備が相互に関係する技術的基準が定められているので、まず全体の関係を示す。



# 知って下さい。改正建築基準法に基づくシックハウス対策。

シックハウス対策って  
建材の品質や換気設備  
がこんなに大切なんだ。  
しっかりチェックして  
おこう!



## 1 ホルムアルデヒド対策

ホルムアルデヒドは刺激性のある気体で木質建材などに使われています。3つの全ての対策が必要となります。

### (対策Ⅰ) 内装仕上げの制限

内装仕上げに使用するホルムアルデヒドを発生する建材には、次のような制限が行われます。

建築材料の区分	ホルムアルデヒドの発散	JIS、JASなどの表示記号	内装仕上げの制限
建築基準法の規制対象外	少ない	F	制限なしに使える
第3種ホルムアルデヒド発散建築材料	↑	F☆☆☆	使用面積が制限される
第2種ホルムアルデヒド発散建築材料	↑	F☆☆	使用面積が制限される
第1種ホルムアルデヒド発散建築材料	多い	JEa、Fc2 又は表示なし	使用禁止

規制対象となる建材は次の通りで、これらには、原則としてJIS、JAS又は国土交通大臣認定による等級付けが必要となります。

○木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDFなど)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、接着剤、塗料、仕上塗材など

### (対策Ⅱ) 換気設備設置の義務付け

ホルムアルデヒドを発生する建材を使用しない場合でも、家具からの発散があるため、原則として全ての建築物に機械換気設備の設置が義務付けられます。例えば住宅の場合、換気回数0.5回/h以上の機械換気設備(いわゆる24時間換気システムなど)の設置が必要となります。

※換気回数0.5回/hとは、1時間当たりに部屋の空気の半分が入れ替わることをいいます。

### (対策Ⅲ) 天井裏などの制限

天井裏、床下、壁内、収納スペースなどから居室へのホルムアルデヒドの流入を防ぐため、次の①～③のいずれかの措置が必要となります。

①建材による措置	天井裏などに第1種、第2種のホルムアルデヒド発散建築材料を使用しない(F☆☆☆以上とする)
②気密層、通気止めによる措置	気密層又は通気止めを設けて天井裏などと居室とを区画する
③換気設備による措置	換気設備を居室に加えて天井裏なども換気できるものとする

## 2 クロルピリホス対策

クロルピリホスは有機リン系のしるあり駆除剤です。居室を有する建築物には使用が禁止されます。

### 一戸建て住宅

#### (対策Ⅰ) 内装仕上げ

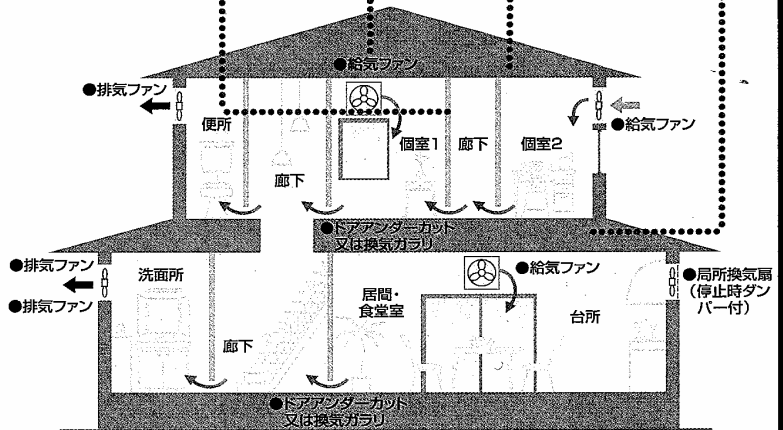
F☆☆☆の場合、床面積の2倍まで  
F☆☆☆☆の場合、制限なし

#### (対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの  
24時間換気システムを設置

#### (対策Ⅲ) 天井裏など

次のいずれか  
①建材:F☆☆☆以上  
②気密層、通気止め  
③天井裏などを換気



### 共同住宅の住戸

#### (対策Ⅰ) 内装仕上げ

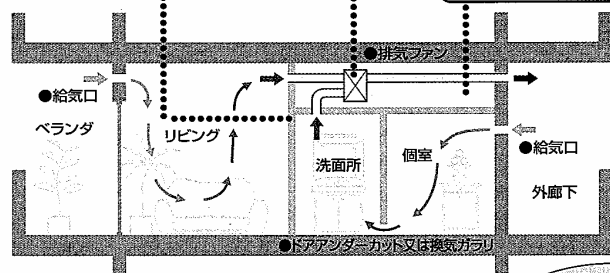
F☆☆☆の場合、床面積の2倍まで  
F☆☆☆☆の場合、制限なし

#### (対策Ⅱ) 換気設備

換気回数0.5回/hの  
24時間換気システムを設置

#### (対策Ⅲ) 天井裏など

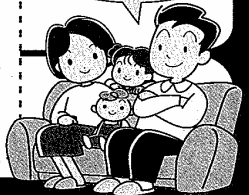
次のいずれか  
①建材:F☆☆☆以上  
②気密層、通気止め  
③天井裏などを換気



シックハウス対策、こんなところにも気をつけましょう!

建築基準法さえ守ればシックハウス対策は十分、というわけではありません。住宅選びに当たっては、トルエン、キシレンなど他の化学物質対策もしっかりチェックしましょう。また、家具や防虫剤、化粧品、タバコ、ストーブなども化学物質の発生源となります。身の回りの日用品や換気など、住まい方にも充分気を付けましょう。

シックハウス対策って  
建材の品質や換気設備  
以外にも、日用品などにも  
気を付けなくちゃ!



●建築基準法シックハウス対策の詳細は次のホームページをご覧ください。

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/>

「改正建築基準法に基づくシックハウス対策コーナー」 <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/sick.html>

●住宅性能表示制度についての詳細は次のホームページをご覧ください。

住まいの情報発信局 <http://www.sumai-info.jp>

住宅性能表示制度をはじめ、信頼できる住まいの情報はこちらへどうぞアクセスしてください。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」コーナー <http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>

住宅性能評価機関等連絡協議会 <http://www.hyouka.gr.jp>

●住宅性能表示制度についてのコンタクトポイント 住宅性能評価機関等連絡協議会(財)ベターリビング内 電話 03-5211-0564 FAX 03-5211-0593

どうぞお気軽にお問い合わせください。

本紙は、再生紙を使用しています。

### 3. 改正法文の一部及び用語定義

(居室における化学物質の発散に対する衛生上の措置)

法第28条の2 居室を有する建築物は、その居室内において政令で定める化学物質の発散による衛生上の支障がないよう、建築材料及び換気設備について政令で定める技術基準に適合するものとしなければならない。

(発散による衛生上の支障を生じさせるおそれのある化学物質)

令第20条の4 法第28条の2の政令で定める化学物質は、クロルピリホス及びホルムアルデヒドとする。

#### 定義

令第20条の5第1項第3号

ここで居室とは、「常時開放された開口部を通じてこれと相互に通気が確保される廊下その他の建築物の部分を含む」と定義されている。シックハウス対策に関しては、換気計画上居室(法第2条第4号の規定の居室)と一体的に換気を行う廊下、押入、階段、玄関、ロビー等も居室となる。

内装の仕上げの範囲(P47)

内装の仕上げの範囲は回り縁、窓台、巾木、手すり等を除く壁、床及び天井の面的な部分である。ただし、柱等の軸材の露出する部分の面積が室内に面する面積の10分の1を超える場合は、面的な部分とみなして規制の対象とする。なお、造り付け家具等の居室に面する部分も内装の仕上げ部分に該当する。

天井裏等の部分、告示第274号第1第三号(P60)

天井裏等とは、天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分をいう。また、造り付け家具等の収納内部に面する部分も天井裏等を含む。

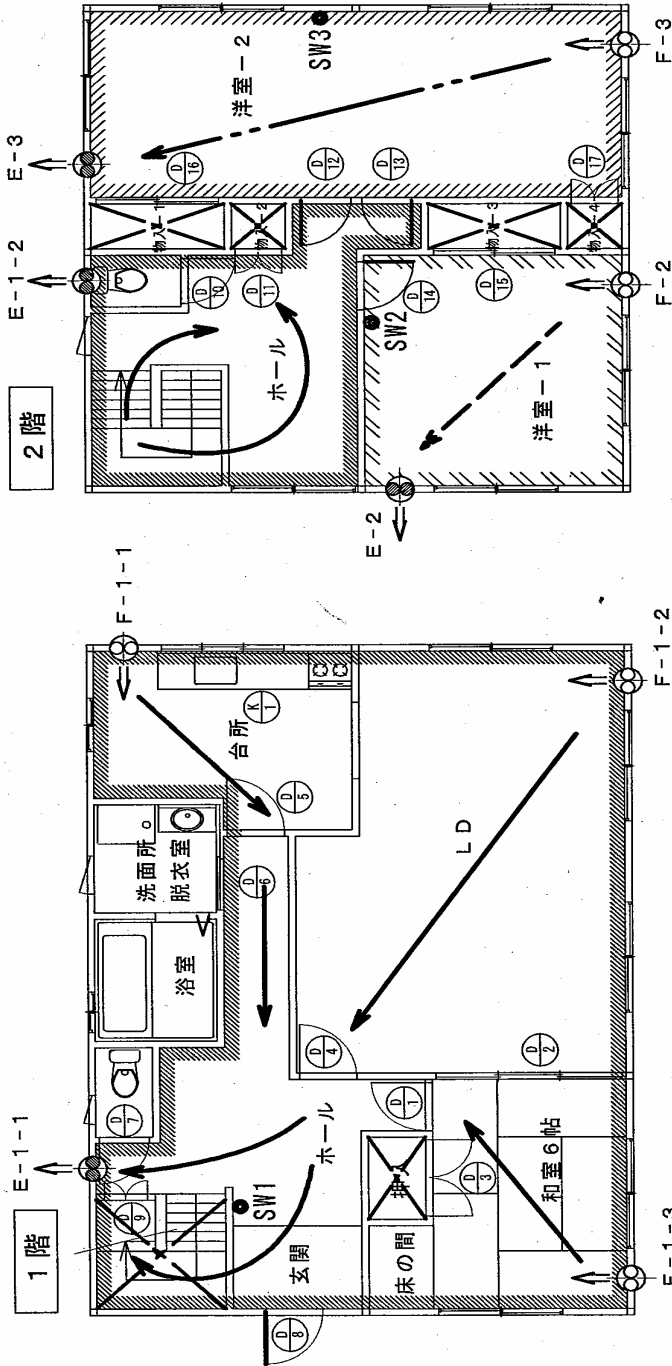
## ・申請手続き

### 1. 建築確認申請時の提出書類（シックハウス対策のため、次の内容を追加する）

- 1) 平面図（図 参照）  
換気エリアの区分（換気計画上一体の「居室」とする部分の確認）令第20条の5第1項第3号
  - ・居室および居室と一体的に換気する部分
  - ・天井裏等となる部分
  - ・居室以外の部分
- 2) 換気設備（第四面8. 建築設備の種類）（表 - 2、3 参照）
  - ・居室毎の機械換気設備
  - ・天井裏への措置
  - ・ダクト方式の換気を行う場合、原則として「換気ダクトの圧損計算書」と換気扇の仕様書（換気扇の静圧－風量特性曲線）
- 3) 建具表
- 4) 二次製品表（ユニット製品等）
- 5) 断面図 図 参照  
居室と当該居室に係る天井裏等を区画する連続した気密層又は通気止めの位置を記入
- 6) 使用建築材料表（天井裏等を含む）（表 - 1、3 参照）  
内装の仕上げに用いる建築材料の種別（下地を含む）  
内装の仕上げに用いる建築材料を使用する部分  
内装の仕上げに用いる建築材料の面積
- 7) 内装仕上げ表（様式は任意）（表 - 5 参照）  
内装の仕上げに用いる建築材料の種別（下地を含む）

### 2. 中間検査又は完了検査時の提出書類

- 1) 完了検査申請書  
第二面（従来通り）  
第三面（従来通り）  
第四面（工事監理の状況）（表 - 4 参照）
  - ・使用建築材料表（天井裏等を含む）（表 - 1、2 参照）工事監理報告書（従来通り）  
写真又は納品伝票  
換気設備報告書（シックハウス用）・・・・・・・・・・表 - 6 参照  
その他法第12条第3項による報告事項参照
- 2) 中間検査申請書  
第二面  
第三面  
第四面（工事監理の状況）  
中間検査用工事監理状況報告（共通）様式例1～6  
工事監理報告書（従来通り）  
写真又は納品伝票（検査時に内装材を確認できる場合は写真又は納品伝票は不要）  
その他法第12条第3項による報告事項参照



SW1:カバー付スイッチ SW2, 3:長押し作動切スイッチ

- 凡例
- 給気用換気扇
  - 排気用換気扇
  - 換気扇スイッチ
  - 空気の流れ
  - 天井裏等となる部分(階段下収納庫、物入れ等)

※1 図面上のハッチングは換気計画上一体となる居室を示す  
 ※2 上図は、第1種換気の例を示すが、第2・3種換気の場合は、機械換気装置及び給・排気口について図示し、給・排気口の形状、大きさ、仕様等を記入すること。

建具:二次製品リスト

記号	種類	通気性の有無	使用建材の種類	備考
D/1	木製片開き戸	有(ドアアンダーカット)	第3種	
D/2	襖3枚引き戸	有	第3種	
D/3	両開き押入れ襖	有	第3種	
D/4	木製片開き戸	有(ガラリ)	第3種	
D/5	木製片開き戸	有(ガラリ)	第3種	
D/6	木製引き戸	無(気密木製サッシ)	第3種	
D/7	木製片開き戸	無	第3種	
.	.	.	.	.
.	.	.	.	.
D/17	木製収納扉	無	第3種	
K/1	システムキッチン	—	第3種	カタログ参照

# 第1 居室の内装の仕上げ等に用いる材料

## 1) 確認申請時の提出書類(P 6 6)

### 使用建築材料表例

表-1

階	部屋名	内装の仕上げ部分	種別	幅(長さ)	モジュール	高さ	面積	係数	使用面積	使用面積合計	写真番号	
				[P]	[m]	[m]	[㎡]					(判定結果)
1階	和室 (11.18㎡)	床	規制対象外							62.48㎡ (OK)		
		壁	規制対象外									
		天井	第3種				11.18	0.5	5.59			
		ドア	第3種	1	0.91	2.1	1.91	0.5	0.96			
		引違戸	第3種	3	0.91	2.3	6.27	0.5	3.14			
		床の間	第3種				1.24	0.5	0.62			
		収納扉	第3種	1.5	0.91	1.8	2.46	0.5	1.23			
	LD (2 6.50㎡)	フロリング	第3種				26.50	0.5	13.25			
		壁	規制対象外									
		天井	規制対象外									
		ドア	第3種	1	0.91	2.1	1.91	0.5	0.96			
	台所 (9.11㎡)	引違戸	第3種	3	0.91	2.3	6.27	0.5	3.14			
		フロリング	第3種				9.11	0.5	4.56			
		壁	規制対象外									
		天井	規制対象外									
	1階 廊下 (11.18㎡)	キッチン	第3種	3	0.91	1.8	4.91	0.5	2.46			
		ドア	第3種	1	0.91	2.1	1.91	0.5	0.96			
		フロリング	第3種				11.18	0.5	5.59			
		壁	規制対象外									
	階段 (3.3㎡)	天井	規制対象外									
		壁	規制対象外									
踏み板		第3種				3.30	0.5	1.65				
蹴込		第3種	1	0.91	2.9	2.64	0.5	1.32				
2階 廊下 (10.77 ㎡)	ドア	第3種	5	0.91	2.1	9.56	0.5	4.78				
	収納扉	第3種	1	0.91	2.3	2.09	0.5	1.05				
	フロリング	第3種				10.77	0.5	5.39				
	壁	規制対象外										
2階 トイレ (1.6㎡)	天井	規制対象外										
	壁	規制対象外										
	ドア	第3種	4	0.91	2.1	7.64	0.5	3.82				
	収納扉	第3種	1	0.91	2.3	2.09	0.5	1.05				
合計	73.64㎡											
	洋室1 (13.25㎡)		フロリング	第3種			13.25	0.5	6.63	9.68㎡ (OK)		
		壁	規制対象外									
		天井	規制対象外									
		ドア	第3種	1	0.91	2.1	1.91	0.5	0.96			
		収納引戸	第3種	2	0.91	2.3	4.19	0.5	2.09			
合計		13.25㎡										
2階	洋室2 (19.87㎡)		フロリング	第3種			19.87	0.5	9.94	14.99㎡ (OK)		
			壁	規制対象外								
			天井	規制対象外								
			ドア	第3種	2	0.91	2.1	3.82	0.5		1.91	
			収納引戸	第3種	2	0.91	2.3	4.19	0.5		2.09	
			収納扉	第3種	1	0.91	2.3	2.09	0.5		1.05	
合計		19.87㎡										

上記の表-1で壁、天井は規制対象外を使用したため、使用建築材料表の仕上げ欄には記入していないが、規制対象の材料を使用した場合は記入する必要がある。

面積計算は原則芯芯で行うものとし、面材の見付面積で行う場合は展開図等の根拠を添付すること。



写真番号欄は中間検査又は完了検査時に写真番号を記入する欄です。

**内装仕上げ表**（表 - 5 参照）は下地材及び仕上げ材がわかるもので、使用した接着剤を明記すること。

平成15年6月30日までに確認済証を発行するもので、シックハウスの対応をした確認申請書は確認申請書の第三面【19．備考】の欄及び建築計画概要書の第二面【19．備考】の欄に「シックハウス適用あり」と記入すること。

## 第2 天井裏等の制限

天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置、押入等の収納スペースその他これらに面する部分（以下天井裏等）の確認、完了検査及び中間検査の申請時の取扱いは次の通りとする。

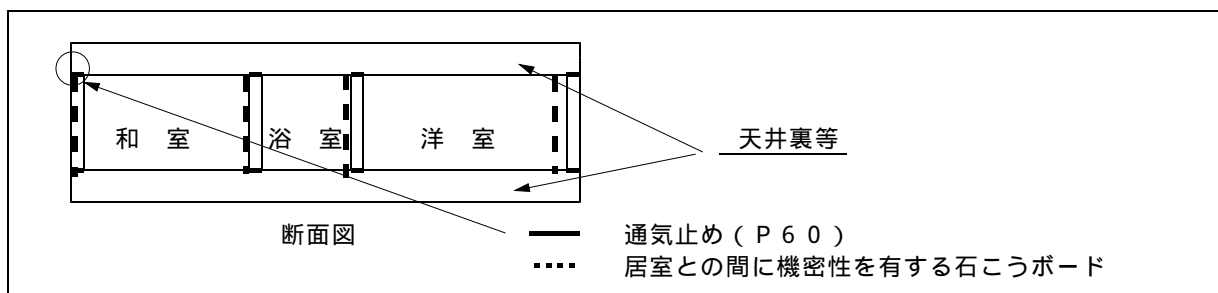
### 1) 確認関係

確認申請書の第四面【8．建築設備の種類】（居室毎の機械換気設備）に添付する、表 - 3 には天井裏の部分毎に、次のことを記載する。

居室と当該居室に係る天井裏等を区画する連続した気密層及び通気止めの有無

下地材、断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種別

図



### 第3 換気設備

- 1) 確認申請書の第4面【8. 建築設備の種類】の欄に「換気設備」を記入し、居室毎に次の事項を記載した書類を添付する。

#### 換気設備

- ・ 換気設備の換気回数
- ・ 換気方法の種別 「換気上有効な給気機及び排気機」(第1種換気)  
「換気上有効な給気機及び排気口」(第2種換気)  
「換気上有効な給気口及び排気機」(第3種換気)

上記の添付書類の記載例を下記に示す

#### 【8. 建築設備の種類】の別紙シックハウスに係る機械換気設備

(居室毎の機械換気設備)

表-2

室名	床面積 (㎡)	平均天井高 (m)	気積(㎡)	換気種別	給気機による給気量 (㎡/h)	排気機による排気量 (㎡/h)	換気回数 (回)	備考
1階和室	11.18	2.5	27.95	第1種換気	30			
1階LD	26.50	2.5	66.25		40			
1階台所	9.11	2.5	22.78		30			
1階廊下ホール	11.18	2.67	29.85			50		
階段	—	—	7.92					気積は別途計算
2階廊下	10.77	2.5	26.93					
2階トイレ	1.60	2.2	3.52			50		
			185.20		100	100	0.53	
2階洋室-1	13.25	2.4	31.80	第1種換気	20	15		
			31.80		20	15	0.62	
2階洋室-2	19.87	2.4	47.69	第1種換気	30	20		
			47.69		30	20	0.62	

#### ※上表作成における留意事項

- ・換気計画上一体の居室として取り扱う部分の気積の確認  
気積は、「平均天井高さ×床面積」で計算するが、階段部分等の複雑な形状の部分については、別途計算書を提出すること。
- ・必要換気回数の確認(換気風量÷気積)

## 天井裏等

- 告示第274号に規定する「居室の空気圧が、当該居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分の空気圧以上とする」旨の措置

具体的には

\* 建築材料による措置

天井裏等の部分の使用材量をF☆☆☆以上とする

\* 気密層又は通気止による措置

イ) 天井裏と居室の間に気密層(省エネ法に基づく告示の仕様又はこれと同等以上のもの)を設ける

ロ) 間仕切壁と天井及び床との間に合板等により通気止を設ける

ハ) 上記イ)ロ)で下地材、断熱材その他これらに類する面材に用いる建築材料の種類、具体的な施行内容を記載すること。

\* 換気設備による措置

居室の換気が第1種換気の場合、居室を天井裏等と比べて正圧とする。

居室の換気を第2種換気とする

居室の換気が第3種換気の場合、別に天井裏等の換気を行う。

【8. 建築設備の種類】の別紙シックハウスに係る機械換気設備

(天井裏への措置)

表-3

室名	1階和室	1階LD	1階台所	1階廊下 ホール	階段	2階廊下	2階トイレ	2階洋室 -1	2階洋室 -2
天井裏等									
1・2階小屋裏	気密層							給気機による給気量 > 排気機による排気量 により居室内は正圧	
1階天井裏 (2階床裏)	第3種材料使用								
1階床裏	気密層								
外壁	気密層								
間仕切壁1	第3種材料使用								
間仕切壁2				通気止					
収納1	第3種材			第3種材		第3種材			
収納2									

1・2階小屋裏 気密層下地材 (具体的な施工内容を記載……………図Ⅱ参照)

1階床裏 気密層下地材 (具体的な施工内容を記載……………図Ⅱ参照)

外壁 気密層断熱材 (具体的な施工内容を記載……………図Ⅱ参照)

2) 換気する機械の能力確認 (換気風量、換気経路の圧力損失)

告示第 274 号第 1 の第 1 号の規定より

「給気機又排気機の構造は、換気経路の全圧力損失を考慮して計算により確かめられた給気能力又は排気能力を有するものとする。・・・」

具体的には、ダクト方式の場合原則ダクトの圧損計算書を添付すること。

3) 機械換気設備に関する技術的な基準の確認

令第 129 条の 2 の 6 第 2 項の規定より (換気装置の技術的基準に適合するか)

\* 給気口、排気口の位置、構造及び口径

空気の流れを著しく阻害することがないか

風速は適切か

常時開放または、使用時開放となるように措置されているか。

\* 防虫網の設置、フードの取付等衛生上の対策を行っているか

\* 換気ダクトの確認 (口径、材質、防火区画の貫通等が適切か)

4) 操作スイッチ等の配慮の確認

ホルムアルデヒド対策のための換気装置は常時運転できるものとしなければならない。このため、換気システムのスイッチは容易に停止されないものとするのが望ましい。特に住宅の場合は、居住者が常時換気設備を適切に作動させるよう、スイッチに何らかの配慮を施すことが必要である。

(例) \* 常時運転を指示する注意書きを貼り付けたもの

\* 切ボタン(off スイッチ)にカバーを設けた構造のもの

\* 長押しで作動する構造の切スイッチ

2. 中間検査・完了検査時の提出書類

第1 中間検査又は完了検査申請時に提出する第四面（監理の状況）の記入例

第十九号様式（第4面）及び第二十六号様式（第4面）

表 - 4

	確認を行った 部位・材料の 種別等	照合内容	照合を行 った建築 図書	設計図書の 内容につい て設計者に 確認した事 項	照合方法	照合結果（不 適の場合には 建築主に対し て行った報告 の内容
居室の内装の仕上げに用いる 建築材料の種別及び当該建築 材料を用いる部分の面積	別紙使用建築 材料表参照	下地、仕上 げの種類及 び面積	使用建築材 料表、建具 表	無し	受け入れ時の 検査及び工程 終了時に現場 で照合	適

記入説明：

「居室の内装の仕上げに用いる建築材料の種別及び当該建築材料を用いる部分の面積」の欄には、内装の仕上げの部分毎に、当該部分に用いられた全ての建築材料の種別、種類、数量及び面積並びに確認に要した表示又は書類等その他の工事監理の状況に関する事項を具体的かつ詳細に記載すること。（別紙で使用建築材料表を添付して下さい。）

中間検査時に添付する使用建築材料表で現場で施工していない下地材及び仕上げ材の項目は削除しておいてください。

中間検査及び完了検査時の工事監理の状況報告書の第4面はシックハウスの対応をした第4面の様式をお使い下さい。

完了検査時に添付する使用建築材料表で中間検査時に検査が完了している下地材又は仕上げ材の項目は削除しておいてください。

写真の説明：

「内装の仕上げに用いる建築材料の取付等の工事終了時における当該建築材料を用いた内装の仕上げの部分を書した写真」は壁、床及び天井その他の内装の仕上げの主要な部分毎に、建築材料の種別が判断出来るものには、当該部分を書した写真を添付すること。

令第13条の2 確認・検査の特例はシックハウスに関しては適用出来ません。

第2 写真又は納品伝票

使用建築材料表（例）

室名	仕上げ	種別	面積	係数	使用面積
LD (2 6.50㎡)	フロ-リング	第3種	26.50	0.5	13.25
	壁	規制対象外			
	天井	規制対象外			
	ドア	第3種	1.91	0.5	0.96
	引違戸	第3種	4.19	0.5	2.09

写真

フロ-リング  
壁  
天井

写真で種別の確認  
が出来ない

納品伝票

求める写真の箇所及び納品伝票（あて名、工事名及び種別がわかるもの）

内装仕上げ表は表 - 5（任意）とする。

例 戸建て住宅の場合 1階・・・居室の1室のみで床、壁、天井の下地及び仕上げ（工程毎に）等級が違うものを使用している場合は、面積が大きい部分

写真を撮る居室内にある建具及び二次製品の納品伝票

2階・・・同上

3階・・・同上

	壁	使用材料	材料確認	施工写真
1階LD	壁	P.B.ア12 ビニルクロス	規格外の付資 料を含め (添付資料：納品伝票)	施工全景
	床	構造用合板ア12 接着剤 長尺塩ビシート	マーク写 真(添付資料：納 品伝票) (添付資料：納 品伝票)	施工全景
	天井	P.B.ア12 化粧石膏ボード(吸 音用)ア9	規格外	施工全景
	建具		(添付資料： 納品伝票)	
	キッチン	外側 内側	カタログ等の 説明書	
2階寝室	壁	P.B.ア12 ビニルクロス	規格外の付資 料を含め (添付資料：納品伝票)	施工全景
	床	複合フローリング	マーク写 真(添付資料：表示 マーク写真)	施工全景
	天井	P.B.ア12捨て貼り P.B.ア9 ビニルクロス	規格外の付資 料を含め (添付資料：納品伝票)	施工全景
	建具		(添付資料： 納品伝票)	
	本棚		カタログ等の説 明書	
小屋裏気 密層		P.B.ア12	気密補助材の確認	気密補助材の施 工状況写真 及び施工全景写 真

気密補助材とは気密層の連続性を確認するため、気密材の継目が生じる部分に使用する材料で、気密テープ等のことをいう。

材料の確認については原則として現場搬入時における表示マークの確認をもって行うが表示マークのないものや商品の一部が搬入される等の理由により表示マークの確認が困難な場合には伝票をもって確認すること。

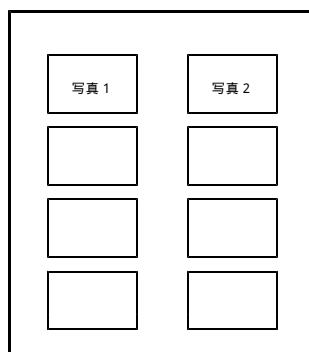
共同住宅・病院等各階プランが同じようなものについては、階毎に報告する居室を変更すること。

(例 1F：LD、2F：和室、3F：換気経路となる廊下、4F洋室)

気密層又は通気止めを天井裏、小屋裏、床裏等で使用している場合は、天井裏の気密層の写真と気密材の写真を写しておくこと。

**写真の整理の仕方**

部屋名	仕上げ			写真番号
				写真番号 1
				写真番号 2



換気設備報告書 (シックハウス用)

(報告事項)

- ① 換気図面について (  ・無 )
- 換気経路のわかる図面 (色塗り図等) の添付
- 扉等の仕様確認
- ② 換気種別について (  ・否 )
- 換気方法 (1種、2種、3種) の確認
- ③ 換気扇の仕様について (  ・否 )
- 換気扇仕様書 (カタログ) の添付
- 換気扇の風量の確認
- ④ 換気回数について (  ・否 )
- 必要換気回数 (0.3/0.5/0.7 回/h) の確認
- ⑤ 換気スイッチの措置について (  ・否 )
- 常時運転を指示する注意書きの貼り付けの確認
- スイッチの構造の確認
- ⑥ 換気ファン運転状態について (  ・否 )
- 機械から異音が出ないかの確認
- ⑦ ダクトの取り付け状態について (  ・否 )
- 断熱措置等の施工状態の確認 (写真)
- ⑧ 給排気口の状態 (  ・否 )
- 開口部 (大きさ) の確認
- 雨・虫対策用の金網取り付け等確認
- ⑨ 風量測定記録 (  ・否 )

(風量測定表)

経路番号	換気種別	室名	床面積 A (㎡)	平均天井高さ h (m)	気積 V (㎡)	必要換気量 Q=A×h×換気回数 (㎡/h)	実測風量 (㎡/h)	
							給気	排気
1	1種	1階和室	11.18	2.5	-27.95	13.98	35	/
		1階LD	26.5	2.5	66.25	33.13	40	
		1階台所	9.11	2.5	22.78	11.4	38	
		1階廊下	11.18	2.67	23.85	14.93	/	55
		階段	/	/	7.92	3.96	/	/
		2階廊下	10.77	2.5	26.93	13.47	/	/
2	2種	2階廊下	1.60	2.2	3.52	1.76	56	計 113
		洋室-1	13.25	2.4	31.80	15.9	28	
		洋室-2	19.87	2.4	47.69	23.85	85	
3	3種				計 92.63	111		

(注) 網掛け箇所には換気扇設置

※尚、右表の風量測定項目は、ダクトの圧力損失計算書と  
かえることができる。